

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
三重県多気町等6町共同	1	【医療ヘルスケア分野】オンライン健康相談・診療・服薬指導アプリケーション	VISON内におけるオンライン診療クリニックや、移動式遠隔診療車両による地域住民へのオンライン診療。(地域住民への適正な診察機会の提供)	今後、高齢化等に伴う、医療アクセス不良者に対して、大幅な負担軽減と重篤化予防策に大きな効果が見込める。	医療は病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないが、これはオンライン診療においても同様とされている(右記「オンライン診療の適切な実施に関する指針」)。しかし、医師が同乗しない診療用車両について、医療提供施設又は居宅等に該当するか、法解釈上明確ではなく、自宅にオンライン診療のための設備がない場合、代替手段として医師が同乗しない診療用車両を派遣して、医師と診療用車両をオンライン接続する形での診療が許容されない可能性があると考える。 ※現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、初診時のオンライン診療要件が緩和されているが、限定的な措置である。	医療法1条の2第2項、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び「「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について」(平成24年10月1日医政発1001第7号)	左記のような、医療機関と医師が同乗しない診療用車両を接続したオンライン診療(健診を除く)は、現行法規制下で実現できるが明確ではない。したがって、診療用車両や地域の公民館等と接続したオンライン診療を可能にするよう明確化する規制緩和が必要。 ただし、診療用車両にこだわらず、設備のない家庭に対して、オンライン診療を可能とする設備を配送・レンタルする方法により代替の可能性などは並行して検討を進める。	厚生労働省	御提案のような診療用車両においてオンライン診療を実施することについては、診療用車両が医療法上の「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかによることとなります。 この点、「療養生活を営むことができる場所」に当たるとは、患者やその家族等の状態や利便性等を勘案し、個別具体的に判断されるものです。	厚生労働省	「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知)において、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には、診療を行うことができる構造となっている巡回診療車において医療を提供することが可能であると示しているところ。 巡回診療車を活用した医療提供は広(実施されており、改めて基準を整備することは不要であると認識しております。 なお、⑥のただし書で記載いただいている、「家庭に対して、オンライン診療を可能とする設備を配送・レンタルする方法」によって、患者の自宅においてオンライン診療を行うことは医療法上問題ございません。	
三重県多気町等6町共同	2	【医療ヘルスケア分野】移動型車両による無人薬剤の配送	デジタルキーBOX型の薬剤配送により、個人の受け取りを担保した形で、処方薬の自動配送を実現する。	健診受診後の精査放置もたらず、潜在的慢性疾患患者の増加と未病対策・予防医療実践の機会損失を抑制し、地域の医療費を低減。高齢化に伴う医療アクセス不良と、将来的な地域医療の過疎化懸念	処方薬は、ほとんどが薬局医薬品であるところ、一般用医薬品以外の医薬品(薬局医薬品及び要指導医薬品)は、対面で服薬指導したうえで販売・授与しなければならない(薬機法36条の4及び34条の6)。しかし、対面服薬指導実施後であれば、薬局医薬品及び要指導医薬品を、自動搬入・払出装置に保管したうえで、患者本人への確実な授与が確保される方法で授与することは認められている(クレーンソー解消制度に基づく照会に対する回答)。 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、処方薬についてはオンライン服薬指導が認められているが、時間的な措置にとどまるものである(右記事務連絡②)。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)4条5項、8条、36条の4第1項、36条の6第1項及び36条の10第1項	処方薬の配送は、対面服薬指導実施後であれば、現行法規制下でも実現可能。 ただし、配送方法など、厚労省が基準を明確にしていない点もあることから、患者本人への確実な授与が確保される方法であること、及び医薬品の品質を適切に管理できる方法であることを確保した上で、事前に厚労省の見解を得るなど慎重な対応が必要である。 他方で、オンラインによる服薬指導等については、現行制度下では、新型コロナウイルス感染拡大による特例として認められているにとどまるため、将来にわたって実施する場合には、規制緩和が必要と考えられる。	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)や「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、2021(令和3)年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととあります。 御要望の内容が不明確ですが、薬局におけるオンライン服薬指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同視しう程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能です。なお、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組みすることとあります。			
三重県多気町等6町共同	3	【モビリティ・サービス分野】自動運転車両の走行	完全自動運転車両の走行をVISON内から実装化。段階を経て、VISON外の公道へ展開。	人口減少による、中山間地域における交通空白地増加の課題解決	自動運転レベル3に対応した改正道路運送車両法が2020年4月1日に施行されたが、完全自動運転車両であるレベル4には対応していない。そのため、レベル4自動車は道路運送車両法に定める保安基準に適合せず、レベル4相当の完全自動運転車両について、「道路」で走行させることはできない(道路交通法62条)。「道路」とは、「一般交通の用に供するその他の場所」を含み(道路法2条、道路交通法2条1項1号)、私有地であることのみでは道路性は否定されず、コンビニエンスストアの駐車場や、私立大学の構内が、「一般交通の用に供するその他の場所」と判断されているケースも存在する。	①自動運転車両に関する法規制：道路運送車両法40条、41条、42条、46条 道路運送車両の保安基準：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 自動運転車の安全技術ガイドライン 道路交通法2条1項1号、62条等 ②運送に関する法規制 道路運送法4条 貨物自動車運送事業法3条 廃棄物処理法7条、14条	現行法下では、一般的には自動運転車両を使用した移動サービスの提供はできないが、国土交通省は、限定地域における無人自動運転サービスについてガイドラインを公表し、かつ2020年12月に閣議決定された、成長戦略会議「実行計画」では、「2022年度目処に限定地域での遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現」を目標としており、近年、急速に規制緩和が進んでいる分野である。よって、規制緩和ではなく、下記ガイドラインなどに従った個別事業として実行する方法を検討する。 国土交通省「自動運転車の安全技術ガイドライン」	国土交通省 警察庁	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「認知」・「予測」・「判断」・「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加してあり、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。 「官民ITS構想-ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。			
三重県多気町等6町共同	4	【モビリティ・サービス分野】広域6町連携AIオンデマンド・モビリティサービス	6町連携して、行政区域を超えた公共交通の最適化を目指す(オンデマンドの運行含む)	6町広域連携することで、効率化や、各町の既存公共交通負担金の軽減	一般旅客自動車運送事業者は、個別に運賃の認可を得なければならないため、原則として共通運賃を設定できない。また、運賃・料金について、競合する事業者間で協議・調整を行った場合、カルテルとして独占禁止法に違反する(独占禁止法3条)。	①営業区域に関する法規制 道路運送法20条2号 道路運送法79条の2 道路運送法施行規則18条の2、51条の4第2項 ②共通運賃に関する法規制 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)3条 道路運送法9条、9条の2、9条の3 地域公共交通活性化再生法2条16号、36条の3	地域公共交通活性化再生法の改正(2020年11月27日施行)により、「新モビリティサービス事業」として共同で認定を受けた交通事業者は、「共通乗車船券」を発行することで、共通運賃を設定することが可能となった。また、同法の施行に伴い、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を回すための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の特例を受けた上で、国土交通大臣による共同経営を受けた場合、カルテルの対象外となる為、先行し現行法下での実施を検討する。	国土交通省	ご想定されている事業内容にもよりますが、乗合バス事業者を含む交通事業者同士で共同して実施する路線・ダイヤ・運賃に係る取組については、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を回すための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づき認可を受けた場合に限り、独占禁止法のカルテル規制の適用が除外される。 「連携」の内容として具体的などのような行為を検討している、当該行為を実施する上でどの法令等の規制が妨げになっているとお考えか、明確にされた。なお、ご提案内容中「現行法下での実施を検討する」とあるが、これは「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を回すための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」の活用を検討されているということかと。			
三重県多気町等6町共同	5	【地域情報発信基盤】防災情報サービス「マイハザード」	緊急時及び人命にかかわる際における、個人情報目的外利用(オプトアウト情報利用)	被災時等の緊急時におけるより正確な避難経路や避難情報の発信	本人同意のもとに知りえた個人情報は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。	個人情報の保護に関する法律2条1項1号、17条1項、18条1項、23条1項、28条～30条等	緊急時及び人命にかかわる際に限定し、個人情報の目的外利用を可能とする規制緩和の提案	個人情報保護委員会	個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができ、以下に事列等が想定されます。 1) 急病その他の事態が生じたときに、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護士に提供する場合 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を家族、行政機関、地方自治体等に提供する場合 なお、自治体が保有する個人情報は、個人情報保護条例に従って取り扱うことが求められますのでご留意ください。			
三重県多気町等6町共同	6	【地域産業活性化分野】地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設	VISON敷地内に次期開発計画として、大規模木造美術館を建設し、美術館として活用する。	地域の基幹産業である林業の活性化(収益向上、森林の若返り促進)関係人口(観光入込み客数)の増加	美術館の用途は、学校等に分類される(建築基準法施行令115条の3)。3階以上の階を美術館とする又は延床面積3000㎡などの条件に該当する場合、建築基準法に定める耐火建築物としなければならない(その他1000㎡以上の場合)。この条件未済でも、高さ1.6m超又は美術館に供する延床面積が2000㎡以上などの条件に該当する場合などには準耐火建築物その他法令に定める基準を満たした防火措置をとらなければならない。 また、耐火建築物とする場合、耐火構造や防火構造の区画を設ける必要があり、これには認定耐火集積材・鉄筋コンクリートを用いなければならない。	建築基準法 ◆21条(大規模建築物の主要構造部等)2項 ◆27条(耐火建築物等)第1項 ◆告示第255号建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件 第1項 三	耐火性能と区画面積を緩和するため、設計時には、3Dデータを活用したマルチエージェントシミュレーションを使用して、耐火性能に応じた時間内に不特定多数の来場者が避難完了する時間を検証し、利用者の安全性を担保した設計を行う。 また、必要に応じて、消防設備に加え、温度、画像センサーを施設内各所に配置し、これらの信号を解析することで、有事における最速避難誘導を実現する仕組みの導入を行う。	国土交通省	建築物の防火・避難規定は、国民の生命、財産の保護を図る観点から、在館者の避難安全性はもちろんのこと、火災による倒壊、建築物の内部での延焼や建築物の外部への延焼を抑制することを目的としています。 建築基準法第21条第2項については、平成26年の法改正により、延床面積3,000㎡を超える木造建築物等については、壁や柱などの主要構造部を耐火構造とする以外に、床面積3,000㎡ごとに壁等による区画を設ける設計も可能としております。 また、同法第21条第1項及び第27条第1項については、平成30年の法改正等により性能規定化されており、告示に定める検証法や国土交通大臣の認定を受けることにより、各計画に応じた合理的な設計が可能となっております。 なお、耐火建築物とする場合でも、建築基準法第2条第九号の二は性能規定化されているため、告示に定める検証法や国土交通大臣の認定を受けることにより、各計画に応じた合理的な設計が可能となっております。			
三重県多気町等6町共同	7	【地域産業活性化分野】地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設	VISON敷地内に次期開発計画として、大規模木造美術館を建設し、美術館として活用する。	地域の基幹産業である林業の活性化(収益向上、森林の若返り促進)関係人口(観光入込み客数)の増加	中大規模建物は、建築基準法により主要構造部にJAS材の使用が定められているため、地元産材の非JAS認定材を使用する範囲が限られる。また、非JAS認定材はJAS認定材より材用強度が低く設定されているため実際には良質材料であっても不利な扱いとなっている。	建築基準法 ◆46条(構造耐力上必要な軸組等)第2項第一号イ ◆昭和62年告示第1898号 構造耐力上主要な部分である柱及び横枠材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 ◆平成12年告示第1452号 六 木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFfsを定める件	中大規模木造建築物の建設に当たり、非JAS認定工場の材料であっても物性データ(強度等)の明確な材料が使用できるよう、地域で工場や加工される木材の物性データを地域で一元管理できるトレーサビリティシステムを構築する。 検査データには簡易強度試験の結果を含み、ミルシートでデータ管理され、ユーザーがアクセスできるようにすることで、非JAS認定材の利用を可能にする。	国土交通省	使用する製材がJAS規格に適合することが確かめられれば、非JAS認定工場であっても、平成12年建設省告示第1452号各号に定められた基準強度を用いることが可能です。 なお、JASと同等以上の強度及び品質を有することが確かめられれば、同告示第六号に基づき国土交通大臣の指定を受けることにより、各号に規定された基準強度の数値以外の値によって当該材料の使用が可能となります。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
三重県多気町等6町共同	8	【地域産業活性化分野】 林業の活性化	耕作放棄地など、山林に近い農地を林地として活用	・増加する耕作放棄地や所有者不明農地の有効利用 ・林野庁の推進する早生樹による森林整備のモデル化と他地域展開 ・木質バイオマスの原料に活用されることで地産地消エネルギーへの貢献	農地を農地以外に転用する場合には、原則として都道府県知事の許可が必要。現行の許可基準に基づけば、市街地外であり一定程度の面積であるなど集団での営農可能な土地については、転用許可が認められにくい。 また、所有者不明農地の集約化は農業経営基盤強化法による後押しがあるものの集約後の土地利用目的が農業に限定されている。	農地法4条および農業振興地域の整備に関する法律17条 農業経営基盤強化促進法第15条 (認定農業者等への利用権の設定等の促進)	耕作放棄地や所有者不明の農地の林地への適用	農林水産省	既に森林の様相を呈するなど農地に復元することが著しく困難な土地については、所有者不明土地も含めて、非農地判断を行い速やかに農地台帳から除外するよう指導しております。農地台帳から除外された場合、農地転用の手続きは不要のため、農業経営基盤強化促進法の制度によらず、林地として活用することができます。 また、ご提案の林地化については、地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設整備計画の作成による特別措置において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が整った土地については、農用地区域から除外し、第1種農地であっても地域農林水産業振興施設として森林整備を行うことが可能です。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。 なお、既に山林原野化し、非農地判断された土地については、農地法の適用を受けないこととなりますが、令和3年4月に非農地判断の徹底に関する通知を発出し、再生利用が困難な農地に係る非農地判断手続の迅速化を周知徹底するとともに、農業委員会から非農地通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局へ地目変更の申出を行う事例について周知したところですが、当該土地の農用地区域からの除外については、令和3年3月に農業振興地域制度に関するガイドラインを見直し、当該土地を農用地等以外の用途に供する目的で農用地区域から除外する場合は除外の要件の判断に当たっては、当該土地が農地に該当しないと判断されていることに鑑み、効率的かつ迅速に行うこととしています。			
三重県多気町等6町共同	9	【地域産業活性化分野】 林業の活性化	保安林の行為制限の緩和	・保安林内の伐採、再造林の活発化 ・森林の若返り	・伐採の許可・届出 保安林における立木の伐採は、一部例外を除き、原則として都道府県知事の許可が必要（森林法34条1項） また、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、土地の形質の変更についても、都道府県知事の許可が必要（森林法34条2項） ・再造林時の植栽樹種の制限 保安林の立木を伐採した森林所有者は、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間、樹種の定めに従い、伐採跡地に植栽しなければならぬ（森林法34条の4）。例外は、非常災害により現況に著しく変化が生じた場合、不適當であると都道府県知事が認めるとき（森林法施行規則72条）。	森林法34条、34条の2、34条の3、34条の4	民間事業者による保安林の指定施業要件変更の提案制の導入。 (現状：指定施業要件変更権限は農林水産大臣又は都道府県知事) ・デジタルデータを活用し、保安林にかかる申請手続きを簡素化。 ・再造林時の樹種指定を規制緩和 など	農林水産省	・保安林の指定施業要件変更の提案制の導入については、現行制度下でも市町村長や土地所有者等による申請を可能としています（森林法第33条の2第2項）。 ・申請手続の簡素化については、現在整備中の「農林水産省共通申請サービス」によりオンライン申請を可能にするなどの対応を検討しております。 ・再造林時の植栽樹種として早生樹などを指定することについては、保安林の指定目的や現地状況等から再造林に適切であるかについて、必要に応じて学識経験者の助言等を得る等した上で指定することも可能となっております。			
三重県多気町等6町共同	10	【多目的ツーリズム分野】 ワーケーション時における他拠点納税制度の導入	ワーケーションなど、長期滞在する地域に滞在日数に応じて、住民税を分割して納税する制度の構築	税収増加による地方自治体の財務体質改善	個人の住民税（道府県民税及び市町村民税）の課税期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とされており、同日の住所によって課税権の帰属（どの市町村、都道府県が課税するか）が決定される。	地方税法39条、同法318条	年度内に住所・居所が移転した場合に、個人住民税を分割して納税する（又は納税された個人住民税を業分する）ために、パーソナルデータに基づく滞在日数を試算し、データに基づく他拠点納税を行う新たな制度改革が必要。	総務省	・個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。 ・多地域居住を行う場合に、このふるさと納税制度を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。 ※個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。			